

令和3年度

事業計画

一般社団法人 茨城県建設業協会

事業計画

昨年初頭から新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、依然その収束が見通せない中、我が国でも緊急事態宣言が昨年4月、本年1月に発出されるなどして、消費や雇用のみならず、生活様式や働き方等、幅広い分野において深刻な影響が生じている。

建設業においても、建設現場において感染症対策を行いつつ事業継続に努めているが、今後、景気の悪化に伴い民間投資の減少が予想されるなど、その影響が長期化・深刻化することが懸念されている。

一方、昨年もまた、令和2年7月豪雨等で多くの人命や貴重な財産が失われたように、近年、気候変動の影響等により大規模な自然災害が頻発している。

このようなことから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、5年間で概ね15兆円程度と、これまでの3か年緊急対策より実施期間や予算規模、事業範囲が大幅に拡充されている。

既に令和2年度国の第三次補正予算において、約1.4兆円が予算措置されており、これによって防災・減災、国土強靱化対策の加速化・深化が図られることが期待される。

建設業は、社会資本整備や維持管理の担い手であり、その期待に応えるためには、働き方改革の着実な推進、経営基盤の安定化及び担い手の確保・育成、更には、インフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応という、新たな課題解決に向け積極的に取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえ、会員企業が将来にわたり経営基盤の強化を図り、社会的使命を果たし、地域社会に貢献して行けるよう、更には、若者が夢をもって将来を託せる魅力的な建設業となるよう、令和3年度の事業計画を次のとおり策定し、国・県や関係機関とも緊密に連携し、積極的に事業活動を推進する。

記

1 建設工事の品質と県民の安全・安心の確保を図る事業

(1) 公共事業予算の安定的な確保・拡大

激甚化・頻発化する災害から県民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策等、将来に備えた災害に強い県土づくりが喫緊の課題となっている。地域建設業は、社会資本の整備・維持管理を行い、地域の安全・安心を確保するための守り手として、社会的使命を果たしている。この役割を将来にわたって、継続的に果たしていくためには、健全な企業経営と安定的な受注の確保が前提となることから、公共発注機関に対し、社会資本整備の計画的な推進と公共事業予算の持続的・安定的な確保・拡大、受注機会の確保はもとより、公共事業の円滑な施工の推進について強く要望を行う。

また、景気動向等を注視しつつ、追加的予算措置や地元企業への発注について適時適切に要望等を行う。

(2) 新・担い手3法など適切な運用への対応

新・担い手3法について、法改正後の適切な運用のため、関係発注機関における運用

状況に注視し、的確な情報収集に努める。特に、改正品確法については、特に市町村等への浸透、運用徹底状況等について調査・分析を行い、運用実態を明らかにするとともに、改正建設業法に基づき昨年勧告された「工期に関する基準」について、公共工事のみならず民間工事における運用実態の把握に努め、発注機関に対する具体的な改善提案を行う。

さらに、適正な予定価格や工期設定、工事発注や施工時期の平準化、多様な入札契約制度、総合評価方式の普及・拡大、ダンピング対策の徹底、不良不適格業者の排除、適切な設計変更等について情報収集を行うとともに、各委員会等での議論を通じ、改善事項について、関係発注機関に対し要望・提言を行う。

(3) 経営の改善、技術力の向上等に関する啓発指導事業

① 経営の改善に資する事業

会員企業の経営改善、経営基盤の強化に資するため、令和5年10月に導入が予定されているインボイス制度など、税制・金融等の各種施策の動向について情報収集に努めるとともに、関係機関との連携による各種セミナーの開催、従業員向けの各種講習会を開催する。

また、県民からより信頼される業界となるためには、法令を遵守し、事業活動を通じて企業の社会的責任を果たしていくことが求められているため、会員企業のコンプライアンスの徹底を図るとともに、社会貢献活動を通じて社会的責任を果たしていく。

② 生産性向上に関する取組

インフラ分野でDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を加速させる国の方針に対し、BIM/CIMを始め、ICT施工、ICT技術を活用した施工状況の遠隔確認やプレキャスト化などのi-Constructionをはじめとする生産性向上策に関する情報収集に努める。

また、ICT活用工事の小規模工事への導入上の課題、積算に当たって改善すべき点、人材育成・設備投資の負担等の課題を把握・整理し、会員企業が生産性向上に取り組みやすい環境整備が図られるよう、民間における研修施設等を活用し技術力の向上を図るとともに、国の「i-Construction推進連絡会」及び県の「いばらきICTモデル工事支援協議会」等において提言・要望を行う。

(4) 建設業における地域貢献活動事業

建設業に対する、県民の理解と信頼をより深く得るためには、各会員企業が健全性を高め積極的に地域に貢献する活動が求められるなか、本会では、国や県との協定に基づく災害時の応急対策業務等への即応体制を整え、円滑な災害対応の実現に貢献する。さらに、道路の清掃活動、不法投棄防止パトロール等を引き続き実施する。

また、地域建設企業における事業継続計画（BCP）への対応について、会員企業における策定・見直しを支援し、信頼される業界を目指す。

(5) 積極的な広報活動の推進

地域経済を支え、地域の安全・安心を守る地域建設業の役割について、県民・社会から正しく理解を得られるよう積極的な情報発信に努める。

また、建設フェスタなどのイベントを開催し、一般県民を対象に建設業の魅力、社会的使命について情報発信を行う。

さらに、本会が締結している国や地方公共団体との災害協定に基づく各種防災訓練にも積極的に参加し、広く県民にアピールする。

2. 建設業の健全な発展向上を図るための雇用改善及び人材確保・育成に関する事業

(1) 人材の確保・育成に関する取組

① 若年入職者の確保・育成

建設技能労働者の高齢化が進み、今後10年間で大量離職が見込まれる中、技術・技能を次の世代に承継するため、若年入職者の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、工業高校生等を対象にした「建設現場見学会・建設業インターンシップ」等を引き続き実施する。

また、次世代を担う子供たちとその保護者を対象に、建設業の魅力を理解してもらうための「建設業親子見学会」を開催するとともに、今後、就職を予定する高校生・大学生等を対象とした「建設業合同企業説明会」を開催するなど、建設業の役割や仕事の魅力を広くPRする。

未就学児から小中学生までに建設業の魅力等を伝える冊子として、防災、環境、建設の仕事、まちづくりなど、教育現場においてニーズの高いテーマをメインとした（仮称）いばらき建設図鑑を制作する。

なお、人材育成に関しては、入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会等を開催することで、若年者の定着促進及び就労継続スキルアップを図る。

さらに、会員企業の求人情報やインターンシップ受入れに関する情報等を掲載した「いばらき建設業 就職応援サイト」を活用し、求職者や学生等に広く情報発信するとともに、より良い情報提供サイトにするための施策を講じる。

② 高校生向けの資格取得支援

工業高校生を対象とした2級土木施工管理技術検定第1次検定の受験対策講習会を開催し、高校在学中の資格取得を支援することで、建設業への入職促進を図る。

③ 働き方改革等に関する取組

働き方改革関連法に基づく長時間労働の是正、適切な賃金水準の確保、休日の確保（完全週休二日制の推進）など、働き方改革の着実な推進に向け取り組みを実施する。

特に週休二日制の導入については、本年度は完全週休二日の達成に向け、毎月第1・第2・第4土曜日を一齐休工日とする取り組みを行うことにより、解決すべき課題を整理し関係機関に提言・要望を行う。

また、人手不足への対応の一環として、「特定技能外国人」の受入れが始まっている

が、建設分野の受入れについて、情報収集を行い会員に広く周知を図る。

④ 女性活躍の推進

女性が、入職、活躍できる建設産業を目指すため、女性部会「建女ひばり会」において、女性技術者・技能者の入職促進と定着、女性の視点から見た建設業の課題等の解決に向け取り組む。

さらに、女性がより活躍できる建設業とするため、ホームページ等を活用した女性活躍に関する情報発信、現場見学会の実施、女性活躍に関する研修会の開催及び他の女性の会との情報交換等を行う。

(2) 建設キャリアアップシステムへの対応

技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す建設キャリアアップシステム（CCUS）については、昨年4月から本格運用が開始されており、引き続き制度の周知を図り、普及促進に努める。

また、CCUS登録支援策として、本会の窓口を登録支援機関（仮称）へ移行し、CCUS登録及び利用を促進していく。

さらに、建設業退職金共済制度に係る就業実績報告ツールを活用した電子申請方式が令和3年3月より実施されたことを踏まえ、同方式と連動して導入される建設キャリアアップシステム活用型電子申請方式について、課題等を把握し、提言する。

(3) 労働災害防止対策の推進

建設業界における労働災害事故の発生割合は、他産業に比べ高いことから労災ゼロをめざし、労働安全衛生法に基づく対策等を周知・徹底し、労働災害の防止を図る。

3. 不動産賃貸事業

本会が所有する、土地及び茨城県建設センター会館の貸事務所の賃貸及び会議室等の貸出を引き続き行い、これらの有効利用を図る。

4. 図書販売事業

建設業法始め、建設関連図書・用紙の販売を通して、安定した企業経営や建設技術者の技術力の確保と能力向上等に資する。

5. 事務受託事業

建設労働者の福祉増進と雇用の安定を図るため、建設業退職金共済制度や建設共済保険（法定外労災補償制度）事業を推進し、建設労働者が安心して働ける職場づくりを行う。

6. その他事業

(1) 建設業全般に関する講演会、研修会の開催に関すること。

(2) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。

(3) その他附随する事業に関すること。

会議関係

区 分	種 別	年間回数	摘 要
本 会	総会	1	定時、必要に応じて臨時総会
	正副会長会	適時	
	常任理事会	〃	
	理事会	3	必要に応じて適時開催
	各種常設委員会	適時	
	その他の会議	随時	1. 支部長会 2. 委員長会 3. 調査、研究、陳情等の緊急会議 4. 本支部職員の研修、連絡会議 5. その他必要な会議
全 国 建 設 業 協 会	総会	1	定時、必要に応じ臨時総会
	理事会・協議員会	適時	
	委員会	〃	
	専務・事務局長会	〃	
	関東甲信越地方ブロック会議	1	
	北関東三県合同会議	1	当番 栃木県協会
全国中小建設業協会	総会	1	
	理事会	適時	
	協議員会	〃	
	委員会	〃	
建 設 業 振 興 基 金	理事会	適時	
	参与会	〃	
	評議員会	〃	
建 設 業 福 祉 共 済 団	会長会	適時	
	理事会	〃	
	委員会	〃	
勤労者退職金共済機構	評議員会	適時	
	事務局長会議	〃	

令和3年度 経営企画委員会事業計画

1. 建設業のCSR（企業の社会的責任）の促進と法令遵守の徹底
2. 入札契約制度改革への対応、品確法及びその運用指針等に関する提言、要望
3. 建設業における社会貢献活動及び積極的な広報活動の推進
4. 建設業における働き方改革の推進
 - ・週休2日制の推進
5. 経営改善に資する諸施策の推進
 - ・事業継続計画（BCP）の普及推進
 - ・税制改正に関すること。
6. 建設キャリアアップシステム（CCUS）への対応
7. 建設労働災害防止対策の推進
8. 発注機関及び関連団体等との意見交換
9. 研修視察の実施

令和3年度 土木委員会事業計画

1. 建設工事の生産システムに関する諸問題への取組

2. 建設技術者の個の資質向上への取組

3. 社会資本の維持管理分野等への取組

4. 公共調達制度等に関する調査・研究

5. 新たな施策に対する取組

6. 災害対応にかかる体制の推進

7. 発注機関及び関連団体等との意見交換

8. 研修視察の実施

令和3年度 建築委員会事業計画

1. 建築工事における安全施工確保への対応
2. 建設副産物の適正処理及び建設リサイクルの推進
3. 建築工事における経営力の強化及び技術力の向上への取組
4. 発注機関及び関連団体等との意見交換
5. 建築CPDユニット（単位）付与の講習会及び研修会の開催
6. 耐震化及び免震化に関する対応
7. BIM／CIM活用促進に向けた取組
8. 研修視察の実施

令和3年度 人財開発委員会事業計画

1. 建設業における人材の確保・育成に関する取組みの推進

- ・若年入職者の確保・育成に関すること。
- ・働き方改革に関すること。
- ・女性活躍に関すること。
- ・外国人材の受入れに関すること。

2. 雇用改善に関する勉強会・研修会等の実施

3. 発注機関及び関連団体等との意見交換

4. 研修視察の実施

令和3年度 女性部会「建女ひばり会」事業計画

1. 女性活躍に関する広報活動
2. 現場見学会・視察の実施
3. 女性活躍に関する勉強会・研修会等の開催
4. 発注機関及び関連団体等との意見交換
5. 会員交流会の開催